

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】平成22年4月22日(2010.4.22)

【公開番号】特開2008-237274(P2008-237274A)
 【公開日】平成20年10月9日(2008.10.9)
 【年通号数】公開・登録公報2008-040
 【出願番号】特願2007-78407(P2007-78407)
 【国際特許分類】

A 6 1 F 2/16 (2006.01)

A 6 1 F 9/007 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/16

A 6 1 F 9/00 5 4 0

【手続補正書】

【提出日】平成22年3月4日(2010.3.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

眼内レンズを設置するレンズ設置部と、
 前記レンズ設置部に設置された前記眼内レンズを押し出すプランジャーと、
 前記プランジャーで押し出された前記眼内レンズを変形させる移行部と、
 変形した前記眼内レンズを放出するノズル部と
 を備える眼内レンズ挿入器具において、
 前記プランジャーは、
 芯部材と、
 前記芯部材と一体的に成形された生体適合性樹脂からなる被覆部材とからなり、
 前記芯部材は前記被覆部材より硬質の材料で構成した
 ことを特徴とする眼内レンズ挿入器具。

【請求項2】

前記プランジャーは、前記芯部材をインサート成形して構成したことを特徴とする請求項1記載の眼内レンズ挿入器具。

【請求項3】

前記プランジャーは、トランスファ成形により構成したことを特徴とする請求項2記載の眼内レンズ挿入器具。

【請求項4】

前記被覆部材は前記芯部材の全体を被覆して構成したことを特徴とする請求項1～3のうちいずれか1項に記載の眼内レンズ挿入器具。

【請求項5】

前記レンズ設置部に前記眼内レンズを予め設置し、眼内レンズパッケージとして利用可能であることを特徴とする請求項1～4のうちいずれか1項に記載の眼内レンズ挿入器具。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

また、請求項4に係る眼内レンズ挿入器具は、請求項1～3のうちいずれかにおいて、前記被覆部材は前記芯部材の全体を被覆して構成したことを特徴とする。

また、請求項5に係る眼内レンズ挿入器具は、請求項1～4のいずれかにおいて、前記レンズ設置部に前記眼内レンズを予め設置し、眼内レンズパッケージとして利用可能であることを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

本発明の請求項1または5に記載の眼内レンズ挿入器具によれば、先端径の小さなノズル部を有する挿入器具本体から眼内に正確かつ安全に眼内レンズを挿入することができる。